(2)　「欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額（(8)と(11)のうち少ない金額）」　(12)　の欄（当該震災欠損事業年度に係る部分に限る。）の記載に当たつては、当該震災欠損事業年度の別表七㈠「10の③」の外書の金額を「(8)」の金額から控除して計算すること。

別表七㈠付表一の記載要領に次の一号を加える。

4　令第113条第１項第１号（同条第４項において準用する場合を含む。）に規定する支配関係事業年度以後の事業年度（同条第１項第３号に規定する対象事業年度に限る。）に震災欠損事業年度がある場合には、「簿価純資産超過額が支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額の合計額に満たない場合」　(4)　の欄（当該震災欠損事業年度に係る部分に限る。）の記載に当たつては、当該震災欠損事業年度において生じた欠損金額のうち震災特例法第15条（震災損失の繰戻しによる法人税額の還付）の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた金額を「(8)」の金額から控除して計算すること。

別表七㈠付表二の記載要領を次のように改める。

別表七㈠付表三　記載要領

1　この表は、法人が令第113条第５項（控除未済欠損金額の計算に係る特例）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　令第113条第５項第３号ロに規定する支配関係事業年度以後の事業年度に震災欠損事業年度がある場合には、「支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額以外の部分から成る金額（別表七㈠付表一「８」－「12」）」　(8)　の欄（当該震災欠損事業年度に係る部分に限る。）の記載に当たつては、当該震災欠損事業年度において生じた欠損金額のうち震災特例法第15条（震災損失の繰戻しによる法人税額の還付）の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた金額を「別表七㈠付表一「８」」の金額から控除して計算すること。

別表七㈡の記載要領第五号を同第六号とし、同第四号の次に次の一号を加える。

5　「所得金額差引計（別表四「41の①」）　(21)」及び「所得金額（別表四「41の①」）－(28)　(30)」の各欄の記載に当たつては、震災特例法第15条第６項（震災損失の繰戻しによる法人税額の還付）の規定の適用を受ける場合には、別表四「41の①」の外書の金額を「別表四「41の①」」の金額に加算して計算すること。

別表七の二付表一の記載要領に次の一号を加える。

4　震災特例法第23条第６項（連結法人の震災損失の繰戻しによる法人税額の還付）の規定の適用を受ける場合の記載は、次によること。

(1)　「当期控除額（当該発生連結事業年度の(10)と（別表四の二「47の①」－当該発生連結事業年度前の(6)の合計額）のうち少ない金額）」　(3)　及び「当期控除額（当該発生連結事業年度の(4)と（別表四の二「47の①」－当該発生連結事業年度前の(6)の合計額－当該発生連結事業年度の(3)）のうち少ない金額）」　(5)　の各欄（第２号において読み替えて適用する場合を含む。）の記載に当たつては、別表四の二「47の①」の外書の金額を「別表四の二「47の①」」の金額に加算して計算すること。

(2)　「調整前当期控除額（当該発生連結事業年度の(8)と（別表四の二付表「47の①」－当該発生連結事業年度前の(17)の合計額）のうち少ない金額）」　(9)　の欄（前号において読み替えて適用する場合を含む。）の記載に当たつては、別表四の二付表「47の①」の外書の金額を「別表四の二付表「47の①」」の金額に加算して計算すること。

別表七の二付表一の次に次の一表を加える。